

ドメスティック・バイオレンス行為（DV行為）の関係法規に 関するレポート（アラバマ州）

概要

アラバマ州では、ドメスティック・バイオレンス（DV行為）に関する法律は州法規（Ala. Code）30-5-1（以下、DV法）以下に Domestic Abuse と規定されています。同法規では、特定の犯罪行為（または不法行為）が夫婦などの家族間、同居人の間で発生した場合をDV行為として定義しているほか、保護命令（Protection From Abuse Order (PFA)）をはじめとする民事上の救済が規定されています。

DV行為で被害を受けた場合、被害者は民事上の手続きで保護命令により、加害者のDV行為をやめさせることが出来ます。保護命令は、暫定的保護命令と恒久的保護命令の二つに分類されます。暫定的保護命令では加害者不在のまま決定がなされ、恒久的保護命令の可否が決定されるまでのDV防止策がとられます。恒久的保護命令では、裁判所は加害者からも証拠をとり、最終的な保護命令の可否が決定されます。恒久的保護命令が認められた場合には、裁判官が期限をつけない限り、無期限の命令となります。

*民事裁判と刑事裁判の違いについて

法律制度は、大きく民事法と刑事法の2つに分けられます。DVのケースでは、民事法と刑事法という2つの性質の違う法律で、同じDV行為に対しての法的措置を同時に求めることも可能です。DVの危険から最大限に身の安全を守るため、状況によっては、両方の法律を利用することが最善策というケースもあるでしょう。民事法と刑事法の一番大きな違いは、各法的措置の申立人（被害者または検察）の違いにあります。

➤ 民事法のシステム –DV行為からの保護–

民事法のシステムでは申立人（Petitioner/Plaintiff）は、被害者(Victim)、又は、先に申し立てを行った申請者です。よって、民事法上の保護命令取得のためには、被害者が直接裁判所へ出向き、法的保護を求める保護命令陳述書の申し立てを行う必要があります。保護命令発令後、加害者が命令内容に違反した場合には、加害者が逮捕されることもありますが、基本的に、民事法制度では、申立人は、DVの行為に及んだ加害者の逮捕、又は、懲役などの刑罰を与えることを裁判所に求めるわけではありません。アラバマでは Circuit Court (Circuit Courtの裁判官が担当できないばあにはDistrict Courtの裁判官が代わりに担当します。また、Circuit CourtはDistrict Courtの裁判官をDV担当に指名することもできます。*

*Ala. Code §30-5-2(4)

➤ 刑事法のシステム –DV加害者を処罰する–

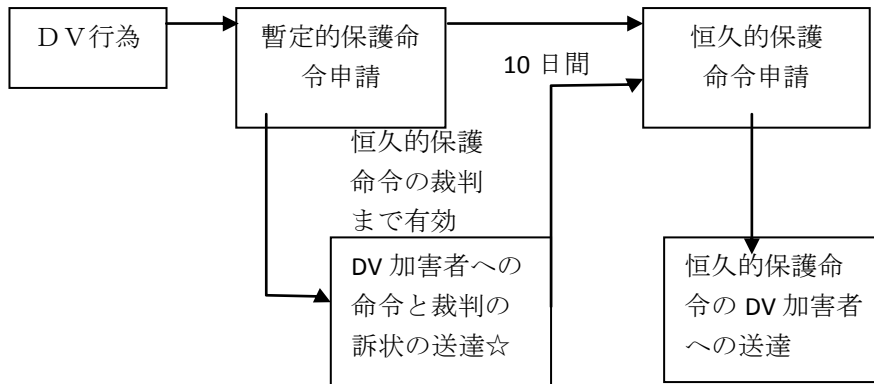
一方、刑事法のシステムでは、検察局 (District Attorney's Office) が申立人となります。刑事裁判所では、ハラスメント、暴行、殺人、強盗等の刑法に違反する犯罪行為が扱われます。また、民事上の命令であるDVの保護命令に違反した場合、刑事法によって罰せられます。刑事告訴の中では、加害者の処罰も求められます。刑事法制度では、検察官 (Prosecutor、又は、地方検事 District Attorneyとも呼ばれる) がケースの進行に関する主導権・決定権を持ち、刑事裁判を続行するかどうかの判断権も持ちます。刑事裁判では、州・地方自治体が、加害者に対する刑事裁判の申し立てを行います。もし、被害者が、加害者の告発 (press charges) を希望しない場合、検察官は、刑事告訴を取り下げる判断をする可能性もありますが、かならずしもそうではありません。検察官は、被害者がそう希望しない場合でも、加害者に対する刑事告訴を取り下げず、裁判を続行することもあります。また、その際、被害者に対して召喚状 (Summons = 特定の人に対し、裁判所へ出頭し、証言することを命じる裁判所の命令書) を発し、証言人として出廷させる可能性もあります。裁判所は、犯罪によって Circuit Court、District Court または Municipal Court が管轄します。

保護命令とは？

保護命令とは、DV行為や犯罪行為の被害者が、加害者から、身体的、又は、精神的な危害を受け続ける恐れのあるとき、裁判所が発行する法的保護措置のことを指します。アラバマ州では、保護命令は、**Protection From Abuse Order (PFA)** と呼ばれています。*

*Ala. code. §30-5-2

保護命令の手続きの流れは次の図のとおりです。*



☆ Court Clark が送達のため Sheriff's Department に連絡をする。

*Ala. §30-5-3(c), §30-5-5(d), §30-5-6(a) & (c)

* <http://18jc.alacourt.gov/pfaorder.aspx#8>

➤ **DV法上のDV行為の定義：**

保護命令を申請する際、加害者（abuser）が、申請者と下記の関係にある場合、Circuit Courtにて、保護命令 PFA Orderを求めることとなります。DV行為であるかどうかは、①加害者と被害者との関係が該当するか、②行為自体が該当するかをチェックします。*（加害者、被害者の関係が該当しなくとも、民事上、刑事上の救済はありますが、DV法の対象外となります。）

チェック項目 1：加害者と被害者との関係が該当するか？

被害者と加害者の関係が次に該当するかチェックします。

- ・ 現在の配偶者
- ・ 結婚解消前の配偶者
- ・ 同一の子供の親（婚姻関係は関係ない）
- ・ Dating Relationship（過去6ヶ月の間における恋愛関係・性的関係に基づく親密な関係）
- ・ 恋愛関係または性的関係があり、現在一緒に暮らしている、または過去と一緒に暮らしていた者（例：同棲相手）

該当する場合には次のチェック項目に進んでください。該当しない場合には、DV法は適用されません。

チェック項目 2：行為が該当するか？

アラバマ州では、15種の行為を Abuse として特定し、なおかつこれらに当てはまらない行為でも被害者に対する犯罪行為の場合も、Abuse として規定されています。

- ・ 暴行行為 assault —加害者が身体的な怪我を負わせるような行為に及ぶこと。（殴ったり、蹴ったり、物を体に投げつける、またはこのような行為で怖がらせる等）
- ・ 放火 Arson
- ・ 性的暴行・性的虐待 Sexual assault and/or sexual abuse
- ・ 同意なしの拘束 Restraining you against your will
- ・ 強要 Criminal Coercion
- ・ ハラスメント Harassment
- ・ 無謀な危険行為 Reckless endangerment
- ・ 子供への虐待 Child abuse
- ・ 誘拐 Kidnapping
- ・ 脅迫 Menacing
- ・ 窃盗 Theft
- ・ 共有物または被害者の単独所有物の無許可または詐欺による占有
Taking unauthorized control over (or getting control through deception) property owned fully or jointly by you
- ・ ストーカー行為 Stalking
- ・ 違法な逮捕・監禁 Unlawful imprisonment
- ・ 不法侵入 Criminal trespass
- ・ その他の被害者に対する犯罪行為

*Ala. Code §30-5-2

私はDV被害者？

以上がDV行為の定義ですが、DV行為に当てはまるかどうかについては以下のチェック・リストで確かめ、該当する場合に周りの方やシェルター・サービスに相談してください。（www.womenslaw.org “Am I Being Abused?” より）

あなたのパートナーの行為が以下の行為をしますか？

- あなたの友人、家族の前で恥をかかせる行為
- あなたの成し遂げた成果、目標を低く評価する行為
- あなたは何も決断できないと感じさせる行為
- あなたを脅すことにより服従させる行為
- あなたにパートナーがいなければ何もできないと言う
- あなたを乱暴に接する行為（つかむ、押す、つねる、たたくなど）
- 一日も何回も電話やテキストメッセージ、Eメールを使いまたは、実際に赴いて、あなたがパートナーに伝えたとおりの場所にいるかどうか確認する行為
- あなたに対する虐待行為をアルコールやドラッグのせいにする行為
- 虐待行為の原因をあなたとする行為
- あなたの意に反して性的な行為を強要する行為
- あなたに対し、関係から逃げ出すことができないと思わせる行為
- あなたに対し、家族や友人と会うなど、あなたがやりたいことをさせない行為
- ケンカの後、あなたが立ち去ろうとしたり外出したりすることを妨害したり、またはパートナー自身があなたをどこかに置き去りにしようとする行為

あなた自身が以下の項目に該当しますか？

- 時おりパートナーの行為に恐怖を感じる。
- パートナーの行為に対して周囲の人々に言い訳をすることが多い。
- あなた自身を変えることによってパートナーを変えることができている。
- ケンカやパートナーがおこりそうなことをしないようにしている。
- いつも自分がしたいことではなく、パートナーがあなたにして欲しいことをしている。
- 別れるとパートナーが何をするかわからないと恐れており、それが理由で一緒にいる。

http://womenslaw.org/simple.php?sitemap_id=38

保護命令の種類と有効期間について

アラバマ州で発行される保護命令は2種類で Temporary (ex parte) Protection From Abuse Orders (暫定的保護命令) と Final Protection from Abuse Orders (恒久的保護命令) があります。暫定的保護命令は恒久的保護命令のための裁判まで、短期間しか効力がありませんが、そのかわり加害者に知らせずにスピーディに保護命令の決定がなされます。この暫定的保護命令が有効な間に、次に被害者・加害者の両者からの証拠に基づき裁判所が恒久的保護命令の可否を決定します。*

*Ala. Code §30-5-6(a),(b)

➤ 暫定的保護命令 Temporary (ex parte) Protection From Abuse Orders *

DV行為を受ける危険性がある場合、裁判所で暫定的保護命令の申請をすることができます。

必要書類 : **Petition for Protection From Abuse with Deposition (Form C-2)**

Form C-2 と呼ばれる Petition for Protection (ex parte) Protection From Abuse with Deposition (DV申請書) に必要事項を記入し、裁判所に行き (または裁判所で用紙をもらい記入後) その場で Notary Public (Court Clerk) の前で署名し公証を受けます。この申請書で暫定的保護命令と恒久的保護命令をカバーします。

暫定的保護命令で加害者に対し命令できる事項 (恒久的保護命令については後述) :
DV行為の禁止、電話・ハラスメント・恐怖を抱かせる行為・接触・ストーキング・脅迫・いやがらせ・その他の直接・間接的に連絡をとる行為の禁止、被害者 (原告) や被害者の子供などの住居・職場・学校に近づかないこと、親権を原告に与えること、原告の子供引取りを妨害しないこと、加害者 (被告) の子供引取り禁止、車や他の必需品を被害者に使用させること、加害者の被害者の住居からの立ち退き、加害者による被害者・加害者の共有物の処分の禁止、その他の原告の安全と福利に必要な事項 (恒久的保護命令ではこれに追加して命令を得ることが可能です。)

*Ala. Code § 30-5-7(b)

申請は次の裁判所 (Circuit Court) ですることができます。*

- ・原告 (被害者) または被告 (加害者) の住む場所の裁判所
- ・原告 (被害者) が危険を避けるために一時的に住んでいる場所の裁判所
- ・原告 (被害者) ・被告 (加害者) の民事上の裁判がすでに進行している裁判所

*Ala. Code § 30-5-3(c)

申請ではDVの事実または、DVが起こる危険性があることを、具体的に記載する必要があります。裁判所はDV被害者を守るため必要と判断した場合、暫定的保護命令が発行されます。*

*Ala. Code § 30-5-6(b)

暫定的保護命令は、通常、次の出廷日 (恒久的保護命令の裁定がなされる裁判) まで有効です。この出廷日には、加害者も裁判官の前へ出廷し、裁判官の前で証言、証拠を提出する機会が与えられます。出廷日は、保護命令申請がされてから10日以内の日時に設定されます。* 裁判官が暫定的保護命令にサインした場合、Clerk's Office で登録を行います。

Clerk's Office は保安官事務所 (Sheriff Department) に連絡を入れ、命令と恒久的保護命令に関する裁判の訴状の送達を行います。 **

* Ala. Code § 30-5-6(a)

** Ala. Code § 30-5-8(b), <http://18jc.alacourt.gov/pfaorder.aspx#8>

暫定的保護命令は"ex parte" (エクス・パルテ) : "ex parte" とは、裁判官が申立人である被害者の証言だけを基に、保護命令の発行を判断することを指します。通常、裁判は、相対する当事者間の間で行われるものであり、裁判官の判断も、当事者双方の話を聞いてから判決が下されますが、暫定的保護命令の場合、被害者の証言のみを聴取し、裁判官が保護命令発行の有無を決めます。

* Ala. Code § 30-5-7(b)

書式 : Petition for Protection from Abuse (C-02)

<http://eforms.alacourt.gov/Civil%20Forms/Forms/AllItems.aspx>

➤ 恒久的保護命令 Protection From Abuse Orders *

暫定的保護命令後、原則10日以内、最高30日以内に裁判所で恒久的保護命令のための証拠調べが、DV被害者と加害者の双方からの証拠を基に行われます。恒久保護命令は、裁判所が期限をつけない限り無期限で有効となります。 **

① 暫定的保護命令申請時に恒久的保護命令で希望する命令を指定します。

Petition for Protection From Abuse with Deposition (Form C-2)を使用。

暫定的保護命令と違う点 :

恒久的保護命令では、次の命令を含むことができます。

子供との面会交流があるか、ある場合はその条件、裁判費用・原告側弁護士の費用支払い、加害者に扶養義務がある場合の住居の明け渡し・提供、一時的扶養費用の支払い、原告が車を持っていない場合の車の提供

* Ala. Code § 30-5-7(c)

** Ala. Code § 30-5-7(d)(2)

➤ 命令違反の場合 Enforcement of Orders

暫定的保護命令、恒久的保護命令に明記されている内容に加害者が従わなかった場合、被害者が警察に通報すれば、加害者の逮捕に至る可能性があります。 *

* Ala. Code § 13A-6-142(a)

<おことわり>

ここに記載されている各法的措置の資料内容は、下記のウェブサイトに記載されている法律情報のをもとにそれぞれの項目の概要をまとめ、日本語に翻訳されたものであり、法律のアドバイスではありません。また、将来、法の改正により、法的オプションやシステムが変化する可能性も予想されますので、それぞれのケースは専門の弁護士にご相談下さい。

参考ウェブサイト : <http://www.womenslaw.org>